

財政福祉委員会

説明資料

令和3年3月2日

健康福祉局

目 次

	頁
1 陽子線がん治療施設整備事業に係る訴訟の経緯	1
2 一時凍結及び事業再開の理由	2
3 市長がADR和解案受諾を判断しなかった理由	3
4 陽子線がん治療施設整備事業に係る訴訟の概要	4
5 市長が訴訟上の和解を受け入れる理由	5
6 裁判所の和解条項案	6
7 裁判所の和解案のイメージ図	8
8 増加費用の金額（これまでの経緯）	9

1 陽子線がん治療施設整備事業に係る訴訟の経緯

区分	内容
平成20年3月19日	平成42年度までの債務負担行為270億円の予算(2月市会議決)
12月4日	(株)日立製作所中部支社との事業契約の効力が発生(11月市会議決)
平成21年9月18日	事業契約書第26条第1項に基づき、陽子線がん治療施設整備事業を一時凍結
10月24日	公開討論会を開催
平成22年1月4日	一時凍結を解除
3月2日	建設工事着工
平成23年6月2日	(株)日立製作所中部支社から一時凍結にともなう増加費用の請求書提出(約4億8600万円)
平成24年1月16日	本市代理人を選任し、(株)日立製作所と協議を開始
平成25年2月25日	治療開始
3月8日	(株)日立製作所が、横浜弁護士会紛争解決センターにおける裁判外紛争解決手続(ADR)を申立(約3億9200万円)
平成28年3月24日	和解案(約1億5300万円)の合意に至らず、あっせん人によりADR打ち切り
4月25日	(株)日立製作所が、名古屋地方裁判所に提訴(約3億8200万円)
7月14日 及び9月8日	口頭弁論期日(2回実施)
12月7日 ～平成30年8月6日	弁論準備手続(10回実施)
10月11日	本市が、名古屋地方裁判所に提訴(約4億4300万円)
10月24日	弁論準備手続(増加費用訴訟期日として実施)
12月14日 ～令和2年6月11日	弁論準備手続等(両訴訟並行して12回実施)
8月11日	弁論準備手続(両訴訟の弁論を併合)
9月17日	証人尋問
12月23日	弁論終結
令和3年2月4日	弁論準備手続(弁論再開)

2 一時凍結及び事業再開の理由

区 分	理 由
一時凍結	<p>○一旦立ち止まって考える</p> <p>○夢のある市民にとって大変必要な施設だという説もある、一方そうではない、市としては、子どもの予防医学や救急・周産期などに集中すべきだという意見もある</p> <p>○賛成、反対それぞれの専門家に集ってもらい、討論会を開催し、結論を得る</p> <p>○患者数が 800 人だと言われているが、それは違うと思っている</p>
事業再開	<p>○がん患者さんの期待は大きい</p> <p>○中止した場合 50 億円を超える損害賠償を求められる可能性がある</p> <p>○再開に当たっての条件をつけた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャンサーボードの設置 ・ 外部評価委員会の設置 ・ 近隣自治体や地域の医療機関との連携

注：キャンサーボードとは、専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するための検討会をいう。

3 市長がADR和解案受諾を判断しなかった理由

○現段階では、この和解案では市民の理解を得られない

○3か月半の間、一時凍結したことに対する金額の妥当性に疑問がある

4 陽子線がん治療施設整備事業に係る訴訟の概要

区 分	増 加 費 用 請 求 訴 訟	債務一部不存在確認請求訴訟 〔平成30年10月3日議決〕 〔平成30年第124号〕
主な請求の内容	日立（原告）が本市（被告）に対し、工事の一時凍結により生じた増加費用として、382,068,259円及びその遅延利息を支払うよう求めるもの	本市（原告）が日立（被告）に対し、工事の一時凍結及び東日本大震災等により建築物・治療装置等の管理業務を行う期間が短縮された分のサービス購入料として、契約金額の一部である、443,236,904円（税抜）を支払う債務が存在しないことの確認を求めるもの
原 因	・ 市長による工事の一時凍結	・ 市長による工事の一時凍結 ・ 東日本大震災 ・ 日立のシステム開発の遅延

5 市長が訴訟上の和解を受け入れる理由

- 前訴の増加費用請求訴訟については、司法機関が厳正に判断したものであり、裁判官が、その指揮の下、厳格な裁判手続きに則り、増加費用の「合理性」を判断したものであるため、市民の理解を得ることができる
- 後訴の債務一部不存在確認請求訴訟については、「管理業務が遅れた期間の対価は発生しない」という本市の意向が受け入れられる内容であった
- 「8か月の業務延長」により、「400人以上にもものぼるがん患者の治療の提供」が可能となる

の業務月報受領後10日以内（土日祝日を除く）に行う。

(4) 被告作成の平成20年4月16日付け（同年5月27日修正）「陽子線がん治療施設整備事業 業務要求水準書」14頁（第1・4）記載の「事業期間終了後2年以内に大規模修繕が必要とならないようにすること。」を「令和13年12月1日から令和15年3月31日までの間に大規模修繕が必要とならないようにすること。」と変更する。

4 原告及び被告は、乙事件については、前項により解決したものとみなすことをそれぞれ確認する。

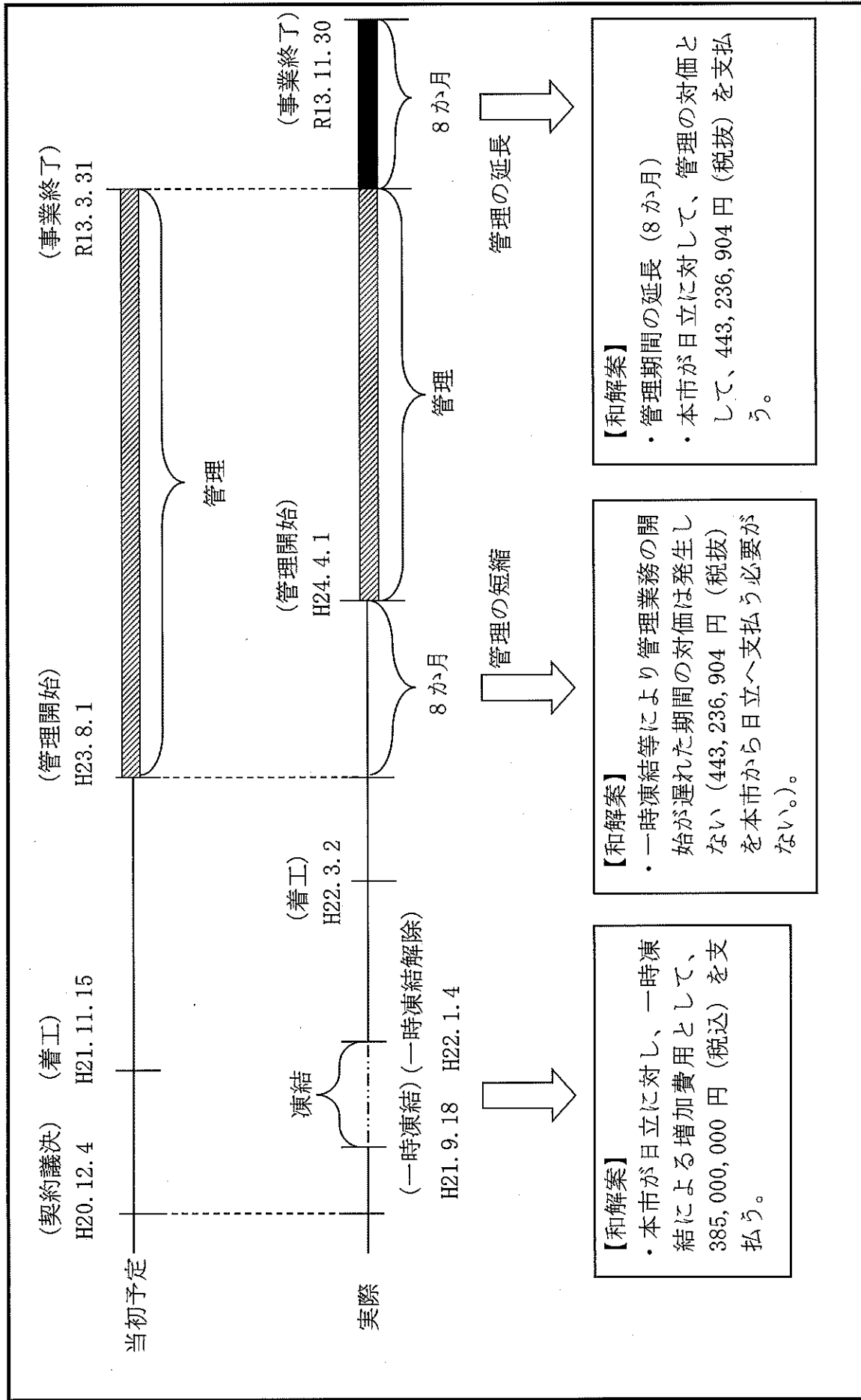
5 原告及び被告は、その余の請求をそれぞれ放棄する。

6 原告及び被告は、原告と被告との間に、甲事件及び乙事件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

7 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上

7 裁判所の和解案のイメージ図



注：上記イメージ図は、建築物についてのイメージ図である。

8 増加費用の金額（これまでの経緯）

（単位：円）

区 分	当初請求額 (平成23年6月2日)	ADR 申立額 (平成25年3月8日)	ADR 和解案 (平成27年4月28日)	訴訟請求額 (平成28年4月25日)	裁判所の 和解案
凍結期間中に 要した費用	72,375,972	70,762,822	27,878,996	70,967,606	385,000,000
再開に 伴う費用	83,894,849	79,421,346	19,076,447	77,285,405	
工程延長に 伴う費用	306,614,417	223,237,173	97,774,643	215,621,522	
消費 税	23,144,261	18,671,066	税込で計算	18,193,726	
遅延利息	(遅延利息)	(遅延利息)	8,683,805 年率6%で1年分	(遅延利息)	
計	486,029,499	392,092,407	153,413,891	382,068,259	

注：請求・申立に係る遅延利息の起算日は平成23年6月3日である。

